平成２５年（フ）第２号
福島県いわき市山田町法田80番地
破産者　蛭田　　豊
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第６０６号
相模原市中央区千代田１丁目６番２号　アスカマンション203、開始決定時の住所相模原市中央区緑が丘２丁目13番６号
破産者　吹谷　淳子
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８２号
福井県越前市平出３丁目６番２号
破産者　福田　　優
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
福井県越前市桂町２番２号
破産者　戸倉酒店こと　戸倉　秀一
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９３号
静岡市駿河区手越原209番地の１　コンシェール徳田105、開始決定時の住所静岡市駿河区手越原252番地の３
破産者　柴田　和彦
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４８９号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　21棟206号、開始決定時の住所京都府久世郡久御山町佐山中道37番地９
破産者　水野正太郎
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
大阪府泉南市新家1315番地の51、前住所大阪府貝塚市二色４丁目11番２号
破産者　宮澤　一彦
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
神戸市東灘区御影中町４丁目２番１号　スマイリングライフ605号、従前の住所神戸市須磨区離宮西町１丁目２番20―303号
破産者　渡辺　俊士
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２号
広島市安佐北区安佐町大字筒瀬105番地
破産者　笹西　廣明
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４８号
広島市東区東蟹屋町16番30号
破産者　三原　耕一
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７号
愛媛県宇和島市桝形町３丁目６番22号
破産者　松本　　豊
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２９０号
函館市赤川町572番地３
破産者　横滝　秀俊
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４３６号
北海道雨竜郡秩父別町字秩父別1874番地128　チェリータウン秩父別１階１号室、住民票上の住所北海道雨竜郡秩父別町2073番地の33
破産者　杉山　博樹
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９５号
北海道枝幸郡浜頓別町北４条７丁目１番地　白鳥団地46号
破産者　松井　郁子
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３６号
北海道旭川市春光４条８丁目10番３号
破産者　高橋　圭一
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５６０号
横浜市南区永田南１丁目11番５号　川井荘
破産者　千葉　良明
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
山梨県富士吉田市竜ケ丘１丁目10番９―１号　ルミエール竜ケ丘B、破産開始決定時の住所山梨県富士吉田市下吉田２丁目28番34号
破産者　坂井　義治
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係